

令和7年度

地域子育てモデル事業補助金

久御山町では、地域社会での子育て支援の促進を図るため、町内において子育て中の親又はその児童(中学生以下)を対象に活動を行う団体に対して、その活動に係る経費の一部を補助します。

**補助額
上限15万円**

※対象活動等については
下記をご覧ください。



1.対象活動について

子育て支援に関する活動

※活動に際して、チラシ等による広報活動が必要です。また、自治会及び子ども会活動は除きます。

【活動例】

地域でのお誕生日会、発達やおやこ遊びなど子育てに関する講習会の開催、公園や施設を利用したおやこで楽しめるイベントの開催、こども料理教室、絵本・紙芝居読み聞かせ会、おやこ遠足(味覚狩り等) など

2.対象団体について

- ・住民主体の地域組織であり、3名以上で構成されていること。
- ・代表者、組織及び運営等に関する規約を定めていること。

3.補助額について

1団体につき1年度に上限15万円 **(先着6団体まで)**

- ・同団体への補助は、年度内に1回が限度です。
- ・町から他の補助金を受けている場合は、経費を明確に区別できる場合に限ります。

4.申請について

交付申請書に関係書類を添えて、久御山町子育て支援課の窓口まで提出してください。また、交付決定後に金額や内容等を変更する場合は、変更交付申請書に関係書類を添えて、同窓口まで提出してください。

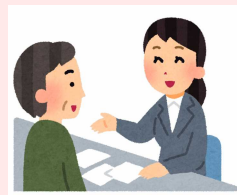
＜申請開始日＞

令和7年4月1日(火)

＜提出方法＞

子育て支援課の窓口へ直接持参

※申請受付から交付決定まで2週間～4週間程度かかりますので、ご了承ください。



(⇒裏面へ)



5.補助対象経費について

・報償費(外部の講師に限る。)、旅費(外部の講師に限る。)、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、そのほか町長が必要と認める経費

補助対象経費の具体例について

1	報償費	外部講師への謝礼 (※同講師に対しては1年度に3万円まで)
2	旅費	外部講師に支払う交通費
3	需用費	対象の活動を実施するために必要な消耗品費、印刷製本費、図書購入費、工作教材購入費(工作用の材料費も含む。)、食糧費(※)、参加者への景品・記念品(参加者1人あたり1,000円まで) ※食糧費について ・食材などの材料に限る。 ・有料にて提供するものについては含まれません(売上金を寄付する場合は、この限りではない)。 ・活動後、児童や保護者が持ち帰る分や、親睦・懇親を目的とした飲食費についても含まれません。
4	役務費	対象の活動を実施するために必要な郵送費、広告料、資材運搬費、銀行振込手数料、ボランティア保険料など
5	使用料及び賃借料	対象の活動を実施するために必要なバス借り上げ料及びバスの駐車料金、会議室利用料、施設入場料(参加者1人あたり1,500円まで)
6	備品購入費	対象の活動を実施するために必要な遊具、机、椅子、テント、たこ焼き器 など
7	対象とならない経費	参加者の交通費、ガソリン代、お土産代、自動車やバイクなどの車両購入費、光熱水費、通信費、団体の構成員に対する人件費 など

※単価が1万円以上のものについては、原則として見積書の提出を求めますが、商品概要やパンフレット等でも代用可能とします。

6.問い合わせ

久御山町民生部子育て支援課子育て支援係

電話:075-631-9904/0774-45-3905

※平日午前8時30分から午後5時15分まで

メール:kosodate@town.kumiyama.lg.jp



交付申請書の様式や
補助金の交付要綱は、
町ホームページから
ダウンロードできます。

